

2023年10月6日

インターネットバンキングをご利用のお客さま 各位

株式会社 三十三銀行

投資信託に関する郵便物不着時のお取引制限について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび株式会社三十三銀行では、犯罪による収益移転防止に関する法律などを踏まえ、投資信託のお取引においてお客さまにお送りいたしました郵便物が住所不明等で返戻された場合、新住所への変更手続きが完了するまで投資信託のお取引を下記のとおり一部制限することといたしました。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日

2024年1月1日(月)

2. 制限対象

個人のお客さまがインターネットバンキングで行う以下のお取引を制限させていただきます。

(1) 投資信託の募集・購入

※ すでにご契約いただいている定時定額購入契約(投資信託積立)の毎月の振替購入および、すでにご購入いただいている投資信託の分配金による購入(再投資)は対象外です。

(2) 投資信託の解約

(3) 定時定額購入契約(投資信託積立)の新規・変更・解約取引

3. ご留意事項

(1) 郵便物は、郵便の諸事情等から誤って「住所不明」等の扱いで返戻される場合がございます。弊行にお届出いただいている住所に変更がないにもかかわらず、投資信託のお取引が制限されたお客さまは、大変お手数ですが投資信託のお取引店までお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(2) 本件に伴い、「投資信託振替決済口座管理約款」を改訂いたします。

詳細は『[「投資信託振替決済口座管理約款」の改訂について](#)』をご確認願います。

以上